

静岡産業大学学費等納付規程

(目 的)

第1条 静岡産業大学（以下「本学」という。）の学費等の納付に関しては、静岡産業大学学則（以下「学則」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学費等 入学金、授業料、施設設備費、実習費、
スポーツ研究実験費及び預り金
- (2) 授業料等 授業料、施設設備費、実習費及びスポーツ研究実験費
- (3) 預り金 本学が徴収の委託を受けた後援会費、学友会費及び同窓会費並びに
学生教育研究災害傷害保険料及び学研災付帯賠償責任保険料

(学費等の額)

第3条 学費等の額は、別表1及び別表2に定める。

(長期履修学生に係る授業料等)

第3条の2 学則第3条の2（長期履修学生）の規定に基づき、長期履修学生として履修することを認められた者にあつては、長期履修期間に限り、別表1に定める授業料等の年額に修業年限を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を1年間に納付する額（以下「長期履修学生年間納付額」という。）とする。ただし、新入学生の初年度後期納付額については、長期履修学生年間納付額から、別表1に定める授業料等の前期分を控除した額とする。

2 在学途中から長期履修学生となる者にあつては、別表1に定める授業料等の年額に修業年限を乗じて得た額から当該学生が既に納付した授業料等の総額を控除した額を、変更後の長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を長期履修学生年間納付額とする。

3 長期履修学生が長期履修期間の短縮（取りやめを含む。以下同じ。）を認められた場合は、別表1に定める授業料等の年額に修業年限を乗じて得た額から当該学生が既に納付した長期履修学生年間納付額の総額を控除した額を、短縮を認められた年度以降に在学する年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を納付するものとする。

4 長期履修期間が終了した後もなお在学する場合の授業料等の額は、別表1に定める額とする。

(納付期日)

第4条 学費等は、前期にあつては4月30日まで、後期にあつては10月31日までに一括納付しなければならない。

2 新入学生の入学時の学費等については、入学手続書類に記載の期日までに納付しなければならない。ただし、本学の専願入試合格者で、かつ大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく「高等教育の修学支援新制度」（以下「新制度」という。）の「採用候補者決定通知」の交付を受けた者の前期学費等については、7月15日までに一括納付しなければならない。

(延 納)

第5条 第4条第1項に定める期日までに学費等を一括納付できない者は、前期にあつては4月30日まで、後期にあつては10月31日までに授業料等延納願（様式第1号）（以下「延納願」という。）に延納手数料3,000円を添えて提出し、許可を得なければならない。ただし、次の各号の一に該当する者については、延納手数料を免除する。

(1) 前期にあつては4月30日まで、後期にあつては10月31日までに本学提携の教育ローン会社に対して借入れを申請し、審査の結果、融資可とされた者

(2) 振込依頼書の誤送等により、納付期日までに納付できないと本学が認めた場合で、前期にあつては5月15日まで、後期にあつては11月15日までに一括納付することを確約した者

2 前項に定める期日までに延納願等を提出しない場合は、前期にあつては7月15日まで、後期にあつては1月15日までに延納願に延滞手数料5,000円を添えて提出し、許可を得なければならない。

3 前2項により延納を許可された者の納付期日は、次のとおりとする。

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 前 期 | 7月15日 | 後 期 | 1月15日 |
|-----|-------|-----|-------|

4 次の各号の一に該当するものについては、延納を認めない。

(1) 新入学生の入学時の学費等

(2) 静岡産業大学特待生規程第2条第1項第5号に規定する特待生の学費等

(3) 留学期間中の学費等

(4) 卒業延期者の学費等

(5) 休学期間中の在籍料

(再延納)

第6条 第5条第1項及び第2項により延納を許可された者が延納最終期日までに学費等を納付できない場合は、前期にあつては7月31日まで、後期にあつては1月31日までに授

業料等再延納願（様式第2号）に再延滞手数料5,000円を添えて提出し、許可を得なければならない。なお、延納願を提出していない者は、延納手数料3,000円と延滞手数料5,000円を併せて徴収することとする。

2 前項により再延納を許可された者の納付期日は、次のとおりとする。

前 期 8月31日 後 期 2月28日

（除 籍）

第7条 第6条第2項に定める各期日までに学費等を納付しない者については、学則第17条第1項第3号により除籍とする。

（休学者の取扱い）

第8条 休学者については、別表1に定める在籍料及び別表2に定める預り金を休学が認められた月の翌月の15日までに一括納付しなければならない。

2 前項に定めた指定期日までに在籍料及び預り金を納付しない場合は、休学許可を取り消すこととする。

3 休学を認められた者が当該学期の学費等を既に納付していた場合は、学費等から在籍料及び預り金を引いた額を返還する。

（学費等の返還）

第9条 既納の学費等は返還しない。ただし、入学の辞退手続きが完了した場合は、入学金を除く学費等を返還する。

2 新制度において授業料等減免対象者として認定された者が納付した学費等に過納分が発生した場合は、その差額を返還する。

（庶 務）

第10条 学費等に関する庶務は、総務課が行う。

（委 任）

第11条 この規程に定めるもののほか、学費等の納付に関し必要な事項は、理事長が決定することとする。

（改 正）

第12条 この規程の改正は、大学協議会及び理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成29年11月22日から施行する。ただし、平成31年度以降に入学する者から適用し、平成30年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則（平成30年3月7日改正）

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成31年1月30日から施行する。ただし、平成32年度以降に入学する者から適用し、平成31年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 2 この規程の改正は、平成32年度に予定されている新学部設置が認可されることを条件に適用することとする。

附 則

この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和3年12月22日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和4年4月1日から適用する。ただし、様式については令和4年9月28日から適用し、同日前は従前の例による。

附 則

この規程の改正は、令和4年10月26日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

(1) 令和3年度以降入学生

| 学 | | 費 | 前 期 | 後 期 |
|-------------|------------|------------------|-----------|-----------|
| 入学生 在学学生 | 日本人 学 生 | 入学金（入学時のみ） | 200,000 円 | — |
| | | 授業料（半期ごと） | 366,500 円 | 366,500 円 |
| | | 施設設備費（半期ごと） | 150,000 円 | 150,000 円 |
| | | 実習費（半期ごと）※ | 30,500 円 | 30,500 円 |
| | | スポーツ研究実験費（半期ごと）※ | 32,000 円 | 32,000 円 |
| | 外国人 留学生 | 入学金（入学時のみ） | 100,000 円 | — |
| | | 授業料（半期ごと） | 311,525 円 | 311,525 円 |
| | | 施設設備費（半期ごと） | 150,000 円 | 150,000 円 |
| | | 実習費（半期ごと）※ | 30,500 円 | 30,500 円 |
| | | スポーツ研究実験費（半期ごと）※ | 32,000 円 | 32,000 円 |
| 休 学 者 | 在籍料（半期ごと） | 60,000 円 | 60,000 円 | |

※2年次以降、スポーツ科学部スポーツ科学科のみ納付

(2) 令和2年度以前入学生

| 学 | | 費 | 前 期 | 後 期 |
|-------------|------------|-------------|-----------|-----------|
| 入学生 在学学生 | 日本人 学 生 | 入学金（入学時のみ） | 200,000 円 | — |
| | | 授業料（半期ごと） | 366,500 円 | 366,500 円 |
| | | 施設設備費（半期ごと） | 150,000 円 | 150,000 円 |
| | 外国人 留学生 | 入学金（入学時のみ） | 100,000 円 | — |
| | | 授業料（半期ごと） | 311,525 円 | 311,525 円 |
| | | 施設設備費（半期ごと） | 150,000 円 | 150,000 円 |
| 休 学 者 | 在籍料（半期ごと） | 60,000 円 | 60,000 円 | |

(3) 平成 26 年度以前入学生、平成 28 年度以前編入学生

| 学 費 | | 前 期 | 後 期 | |
|-------------|------------|-------------|-----------|-----------|
| 入学生 在学学生 | 日本人 学 生 | 入学金（入学時のみ） | 250,000 円 | — |
| | | 授業料（半期ごと） | 316,350 円 | 316,350 円 |
| | | 施設設備費（半期ごと） | 125,000 円 | 125,000 円 |
| | | 実習費（半期ごと） | 25,000 円 | 25,000 円 |
| | 外国人 留学生 | 入学金（入学時のみ） | 150,000 円 | — |
| | | 授業料（半期ごと） | 269,000 円 | 268,795 円 |
| | | 施設設備費（半期ごと） | 125,000 円 | 125,000 円 |
| | | 実習費（半期ごと） | 25,000 円 | 25,000 円 |
| 休 学 者 | 在籍料（半期ごと） | 60,000 円 | 60,000 円 | |

別表 2

| 預 り 金 ※4 | | 1 年次 | 2 年次 | 3 年次 | 4 年次 | |
|-----------|---|--------|----------|----------|----------|----------|
| 諸経費 | 後援会費 (年 額) | 全学部 | 25,000 円 | 25,000 円 | 25,000 円 | 25,000 円 |
| | | 外国人留学生 | 10,000 円 | 10,000 円 | 10,000 円 | 10,000 円 |
| | 学友会費（年額） | | 2,000 円 | 2,000 円 | 2,000 円 | 2,000 円 |
| | 同窓会費（初年度のみ） | | 12,000 円 | — | — | — |
| 保険料 ※1 | 学生教育研究災害保険料／ 学研災付帯賠償責任保険料 （4 年間分） | | 4,660 円 | — ※2 | — ※3 | — |

※1 保険料は改定する場合がある。

※2 2 年次編入生は、3,620 円（3 年間分）を納付

※3 3 年次編入生は、2,430 円（2 年間分）を納付

※4 在籍 5 年目以降は、1 年ごとに後援会費、学友会費及び保険料 1,340 円を納付

学費等納付の流れ

| | | 4/30 10/31 | 7/15 1/15 | 7/31 1/31 | 8/31 2/28 | |
|--|----------|---|--------------|----------------------------|---------------|------|
| 期 日 内 納 付 | 一括納付 | 通常納付期日 | | | | |
| | | ◎ | | | | |
| 外 納 付 日 新 入 生 | 一括納付 | 特別納付期日(7/15) | | | | |
| | | ◎ | | ▶ × 入学取り消し | | |
| 期 日 外 納 付 （ 在 学 生 ） | ①延納手続き | 延納願提出期日 | 延納納付期日 | | | |
| | | 延納願 + 延納手数料 3,000円 | ◎ | | | |
| | ②延納願未提出 | 延納願提出期日・延納納付期日 | | | | |
| | | 延納願 + 延滞手数料 5,000円 | ◎ | | | |
| | ③再延納手続き | | | 再延納願提出期日 | 再延納納付期日 | |
| | | | | 再延納願 + 再延滞手数料 5,000円 | ◎ | × 除籍 |
| | | | | | 再延納願未提出 除籍候補者 | |
| | ④延納手続きなし | | | 再延納願提出期日 | 再延納納付期日 | |
| | | 再延納願 + 再延滞手数料5,000円 延納手数料3,000円 延滞手数料5,000円 | ◎ | × 除籍 | | |
| | | | | 再延納願未提出 除籍候補者 | | |

※本学の専願入試合格者で、かつ大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に基づく「高等教育の修学支援新制度」の「採用候補者決定通知」の交付を受けた者

【納付期日(4/30(10/31))までに一括納付できない場合の手続き】

- ① 4/30(10/31)までに延納手続きを行い、7/15(1/15)までに納付する。 延納手数料 3,000円
- ② 4/30(10/31)までに延納手続きを行わなかった者(未手続き者)は、7/15(1/15)までに延納手続きを行い、7/15(1/15)までに一括で納付する。 延滞手数料 5,000円
- ③ 延納期日である7/15(1/15)までに全額を納付できなかった者は、7/31(1/31)までに再延納手続きを行い、8/31(2/28)までに残額を一括で納付する。
再延滞手数料5,000円
- ④ 7/15(1/15)までに延納手続きを行わなかった者(未手続き者)は、7/31(1/31)までに再延納手続きを行い、8/31(2/28)までに残額を一括で納付する。
再延滞手数料5,000円+延納手数料3,000円+延滞手数料5,000円

授業料等延納願

年 月 日

学校法人 新静岡学園
理事長 様

学籍番号: _____

氏名: _____ 印

携帯番号: _____

連帯保証人住所: _____

連帯保証人氏名: _____ 印

携帯番号: _____

____年度____期授業料等を延納したいので、許可されるようお願いいたします。

記

理由 (具体的に)

(年 月 日までにお支払します。)

資金調達の見込み (該当の□にチェックを入れてください。)

 奨学金が支給される (受給奨学金名 _____) 金融機関等の教育ローン申し込み中 (融資実行予定日 年 月 日) 給与・賞与が支給される 学生本人のアルバイト収入 預貯金・保険等の満期や資産の売却による特別収入 親、兄弟姉妹、親戚等からの援助

〈個人情報の管理について〉 記載された個人情報については、学内の教育上の目的に使用します。
学外者へ情報を提供することはありません。

領 収 書

No. _____

年 月 日

様

¥ _____ 円

但し、延納手数料として

納付期日 年 月 日

取扱者

〒426-8668 静岡県藤枝市駿河台 4-1-1

学校法人 新静岡学園

理事長 ○○ ○○

授業料等再延納願

年 月 日

学校法人 新静岡学園
理事長 様学籍番号： _____
氏 名： _____ 印
携帯番号： _____
連帯保証人住所： _____
連帯保証人氏名： _____ 印
携帯番号： _____

_____年度_____期学費等を再延納したいので、許可されるようお願いいたします。
なお、納付期日までに納付できなかった場合は、学則第17条第3項により除籍の措置が執られることを了承いたします。

金 額 _____ 円

納付期日 _____ 年 月 日

〈個人情報の管理について〉 記載された個人情報については、学内の教育上の目的に使用します。
学外者へ情報を提供することはありません。

領 収 書

No. _____

年 月 日

_____ 様

¥ _____ 円

但し、再延納手数料として

納付期日 _____ 年 月 日

| |
|-----|
| 取扱者 |
| |

〒426-8668 静岡県藤枝市駿河台 4-1-1
学校法人 新静岡学園
理事長 ○○ ○○